

1891年濃尾震災における石井亮一と孤女学院の 孤児救済活動に関する研究

○能田昂

（白梅学園大学・東京学芸大学大学院博士課程）

高橋智

（東京学芸大学）

Keywords：濃尾震災、石井亮一、孤女学院

1. 問題の所在

2011（平成23）年の東日本大震災の発生からすでに6年以上が経過した。全国の避難者数は減少しつつも依然として10万を越えており、長期の避難生活・災後の生活の中で多くの人々が困難を強いられている。とくに子どもの心には、喪失感や不安・緊張・抑うつ・ストレス等の膨大な蓄積がある。生活再建の遅れ、家庭や学校の荒れによる子どもの居場所の不安定化・喪失により、当時のトラウマが顕在化している可能性も指摘されている。遅々として進まない復興等、多くの「社会災害」の存在とそれら「リスク」の子どもの心身の発達への影響は、今後丁寧に明らかにする必要がある。

全ての子どもはその発達を妨げる様々な要因にさらされながらも、教育やケアを受けながら自ら発達していく主体である。彼らは発達の可能性・可塑性とともに、障害や疾病・貧困・虐待等だけでなく、子どものいのちに関わる災害・厄災・事故を含む数多くのリスクを抱えている。山名・矢野（2017）は教育学がこれまで災害や「カタストロフィー」というテーマをおさなりにしてきたとし、災害・厄災をめぐる人類の取り組みについて教育学の立場から問い直す必要性を指摘している。そうした指摘のもとに特別支援教育の立場から、子どものいのちに関わる災害・厄災・事故のリスクと子どもの発達について検討することは不可欠の課題である。

歴史的には地震のみならず火山噴火・飢饉・水害等においても、社会的弱者は過酷な状況に追い込まれた。人々の暮らしを破壊する災害における救済活動は社会福祉の誕生に大きく関わってきたことが、吉田久一（1994）による災害救済史研究のなかで明らかにされてきた。1891（明治24）年10月28日に岐阜県および愛知県を中心に発生した「濃尾震災」は、内陸型地震としては現在に至るまで日本最大の大きさであり、近代的な国家制度を整えつつあった日本に強い衝撃を与えた。大日本帝国憲法が公布（1889年）され、まさに国家運営を見定めていた時期であり、国土を分断した災害は当時の社会制度の矛盾や課題を明確に露呈させた。

この時、近代国民国家において誰がどのような救済を行うのが初めて明確に問われたが、江戸時代までの村落共同体は既に相互扶助機能を失い、国家的要素に奉仕するものが価値を与えられ順次序列化がなされていくなか、国民の生命保全や救済に関する脆弱性は顕著であった。とくに災害発災後には「子ども存在の軽視、障害児の生存権・人権保障という視点の欠落」が明確に露呈し、孤児や障害児らに直接作用した。菊地義昭（2012）は濃尾震災における救済活動がその後の弱者救済システムを社会的に拡大する契機であったと指摘しているが、濃尾震災後の児童救済活動については未解明の課題が多くあり、その一つが障害児を対象とした教育保護救済や、救済後の変化・発達に関する実態であり、その後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響についての検討である。

2. 研究の課題

濃尾震災発生当時、「劣位」とされる「弱者」の存在を必要とし、統合と排除を複雑に孕む国民国家の矛盾のなかで、積極的に孤児・孤女や社会的弱者の救済活動にあたったのは、キリスト教徒・仏教徒ら民間篤志家であった。石井亮一の「孤女学院」における孤女救済は、その代表的な取り組みであり、被災地での人身売買の被害に遭った孤女の存在を契機として始まったこの取り組みは、その後、現在にいたるまで存続する「滝乃川学園」での知的障害児教育保護へと継承されていく。

濃尾震災におけるこれらの活動は、震災後の日本における障害児教育保護へと繋がる重要な活動であったと考えられるが、国民国家論を踏まえた時代的背景との関連の検討や、これらの救済活動における障害児処遇の実態の解明はほぼ皆無である。孤女学院や滝乃川学園における救済・教育保護事業について、従来の研究では石井の取り組みを日本における「知的障害児教育誕生」のメルクマールとして断定される傾向が指摘できる。数ある民間篤志家のなかでも、後の知的障害児教育保護に繋がる点において石井亮一の取り組みは重要であることは間違いないが、石井の孤女救済の経緯や他の救済団体との活動の差異をふくめて丁寧に検討する必要がある。

本発表では石井亮一の孤女学院における孤児救済保護活動の実態を検討することを通して、近代国民国家の成立期に起きた濃尾震災下における孤児・孤女を対象とした救済保護の実態、その後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響を明らかにしていく。

3. 考察

濃尾震災の発災後、現地に先着していた藤井米八郎は他のキリスト教救済団体の年齢による孤児の「選別」から漏れた孤児についての懸念を表明している。これらの情報が石井亮一にも伝わり、日足地での救済の方針として「孤女学院は各孤児院に入院資格なき、無告の憐れむべき孤児が救済に当れり」と定められた（『女学雑誌』第326（乙）号、1892年9月3日）。

孤女学院に収容されることとなる児童を対象に志方らが救済を開始した1892年（明治25）年1月末の時期は、すでに1891年（明治24）年10月の震災直後から活動しているグループと比して時期的に3ヶ月程のズレがあり、岡山孤児院をはじめとする複数のキリスト教主義の救済団体、また仏教徒の「大阪慈恵女学院」なども含めて一斉に孤女・孤児救済を行った後の活動であった。その中には、孤女・孤児の「選別」によって孤児集団の質的な変化が生まれていたことが伺える。石井や藤井が、他団体の救済対象とならない孤児の保護を考えていた点で、他の救済団体と一線を画しており、太田徳代を含む「あはれなる孤女の内に、最も憫なる者拾四名」を救済するに至ったのである。

濃尾震災に際し、物理的災害に伴う人災・社会災害という二重の被災によって、とくに孤児・障害児を含む社会的弱者は更なる困窮に陥った。長期的な救済が確立されない中で公的救済の打ち切りや過酷な復興事業での児童労働、人身売買など、様々な社会災害によって生み出され幾重にも重なった困難状況に敏感に反応した人々によって、新たな救済事業が生み出されていくこととなった。

そのなかでも石井亮一がとくに注目したのは被災地における孤児・孤女の人身売買問題であった。立教女学校で女子教育を担っていたことや、ウィリアムズとの東京教育院設立において目指し始めていた「急の最も急なるもの」への救済姿勢が重要な動機となったと考えられる。震災以前から「急の最も急なるもの」への視点を持ち、その視点のもと孤児の「残留・滞留」が発生する時期に活動を行い、「最も憫なる者」を保護することとなる。石井亮一の孤女学院では、以上のような経緯のなかで、他の孤児院とは異なる層の児童を収容していくこととなった。

今後の課題として、これまでも未着手である救済後の「最も憫なる者」らの変化・発達について検討を行なうことが残されている。

（NOHIDA Subaru, TAKAHASHI Satoru）